

保護者の
皆さまへ

重要

立命館アジア太平洋大学 学生総合補償制度

国内学生対象

(学生・こども総合保険)

本パンフレットには「学生・こども総合保険 パンフレット別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

団体
割引 **25%**

大分県
自転車条例
対応

火災による
家主への賠償責任と
生活用動産の
損害にも対応
(Aコース・Cコース)



加入締切と保険期間

加入締切 **2025年3月31日**

保険期間 [新1年生] **2025年4月1日 午前0時～2029年4月1日 午後4時まで**

[編入生・大学院生] **2025年4月1日 午前0時～2027年4月1日 午後4時まで**

(注) この保険契約は保険始期が午前0時であるため、同日付で午後4時を保険終期とする他の学生・こども総合保険契約等にご加入されている場合、保険期間が16時間重複します。この16時間内に「保険金をお支払いする場合」に該当する事故等が発生した場合、双方の保険契約から保険金が支払われることがありますのでご注意ください。

9月入学の方は保険期間・保険料が異なりますので、事前にお問い合わせください。

学校法人立命館 機関保険代理店
株式会社 クレオヒューマン

(株)クレオヒューマンは学校法人立命館が設立した(株)クレオテック100%出資会社で立命館関連の損害保険を扱う保険代理店です。

学校法人 立命館

新入生の皆さまと保護者の皆さまへ

立命館アジア太平洋大学
学生部長

田原 洋樹

合格おめでとうございます。

新入生の皆さんは、この4月から始まる大学生活に大きな夢を描いておられると思います。

学部の専門学習に力をいれると同時に、サークル活動やボランティア、N G O活動、あるいは留学など、若者としての力を思う存分発揮しようとする心の準備をされているはずです。立命館アジア太平洋大学は、そうした皆さんを大学として応援していくために、さまざまな仕組みをもっています。

大学のこうした仕組みも、学生自身が積極的に取り組んでいかなければ、何の役にも立ちません。大学は自由な雰囲気にあふれ、新鮮ではありますが、各人の強い意欲、目標の設定が無ければ、大学生活は実につまらないものになってしまいます。逆に、その気になれば大学生活は無限の可能性をもつものにする事ができます。

しかし皆さんが大学生活を充実させるためには、何よりも安心な日常生活を送れるようにする必要があります。事故や怪我などによって、学業に支障をきたさないような安全面での配慮を、大学生活の始まりにあたっては、きちんとしておくことも大切です。

本制度は、学校法人立命館の機関代理店である「㈱クレオヒューマン」が取扱代理店となり、「三井住友海上火災保険㈱」を引受保険会社とした、立命館で学ぶ学生・生徒・児童のための総合補償制度です。団体割引が適用されるため、個人で加入される場合と比べ低廉な保険料となっています。同社の扱う「立命館アジア太平洋大学学生総合補償制度」は、大学生活の中で想定されるさまざまな危険に備えて、学校法人立命館が団体契約を結んだ、独自の「学生総合補償制度」です。

同じようなものとしては立命館生活協同組合が扱う「学生総合共済」もあります。それぞれの内容については、パンフレット等でご検討いただき、各人の計画に照らして適切なものを選んでご利用いただければと存じます。

皆さんの学生生活が充実したものになることを期待しています。

1 立命館アジア太平洋大学学生総合補償制度の特長

通学中、クラブ活動中、レジャー中を問わず、学生生活の24時間いつでもケガ・疾病の入通院を卒業までカバー！

ケガによる入院はもちろん、ケガによる通院だけでも1日目からOK！

学生が他人にケガをさせたり、財物を壊したりするなどして法律上の賠償責任を負ったとき、最高3億円の賠償責任補償！

扶養者の方の事故による死亡・重度後遺障害の際には育英費用として200万円をお支払い！
また、学資費用として支払年度につき100万円を限度に負担された実額をお支払い!!



熱中症(日射病、熱射病)・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償！

団体契約のため、保険料には団体割引を適用しています。
【団体割引25%適用】(この保険は学校法人 立命館が保険契約者となる団体保険制度です。)

一度の手続きで卒業まで補償。
4年間または2年間の長期契約ですので、毎年加入
手続する手間が省けます。

三井住友海上の「生活サポートサービス」が通話料金無料で利用でき、健康な学生生活をバックアップ。

本制度は、他の保険に加入されていても、ご加入いただけます。

2 学生総合補償制度の概要

こんなときにお役に立ちます

傷害補償

国内・海外を問わず、交通事故や日常生活上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガについて、学生本人の死亡・後遺障害・入院・通院などを補償いたします。

スキー中、骨折した
(20日間の入院中に手術をし、10日通院したケース)



お支払いする保険金は…

手術保険金	5,000円×10倍(注)	50,000円
入院保険金	5,000円×20日	100,000円
通院保険金	2,000円×10日	20,000円
合計		170,000円

(注)手術保険金は、入院中の手術については、入院保険金日額の10倍を、入院中以外の手術については、入院保険金日額の5倍をお支払いします。

自転車で転んでねざした
(10日通院したケース)



お支払いする保険金は…

通院保険金	2,000円×10日	20,000円
合計		20,000円

交通事故で死亡した



お支払いする保険金は…

死亡保険金	100万円
合計	100万円

野球をしている時、ボールを目に受け片眼を失明し、他眼の矯正視力が0.1以下となった。



お支払いする保険金は…

後遺障害保険金		
	100万円×59%(注)	59万円
合計		59万円

(注)後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額に所定の割合を乗じた額をお支払いします。

(Aコースの場合)

死亡・後遺障害保険金額として **100万円**

入院保険金日額として
1日目から **5,000円**

通院保険金日額として
1日目から **2,000円**

賠償責任補償

国内・海外（一部日本国内のみ補償）を問わず、学生が過って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりするなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

デパートで花瓶を壊した

※ご加入者の過失割合が100%であった場合（花瓶の弁償代として20万円を支払ったケース）



お支払いする保険金は…

賠償責任保険金	200,000円
合計	200,000円

最高 **3億円** まで補償

疾病 入院・通院補償

保険期間の開始後に発病した病気のため、病院に入院された場合や、疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後のその原因となった病気の治療のための通院を補償します。

虫垂炎で入院中に手術を行い7日間入院した。その後3日間通院した。



お支払いする保険金は…

疾病入院保険金	3,000円×7日	21,000円
疾病通院保険金	2,000円×3日	6,000円
疾病手術保険金	3,000円×10倍(注)	30,000円
合計		57,000円

(注)疾病手術保険金は、入院中の手術については、疾病入院保険金日額の10倍を、入院中以外の手術については、疾病入院保険金日額の5倍をお支払いします。

育英費用補償

学資費用補償

扶養者が事故によるケガのため、事故の発生の日から180日以内に死亡、もしくは重度後遺障害になった場合、育英費用保険金額の全額、および学資費用保険金額（支払年度ごと）を限度に事故以降負担された学資費用の実額をお支払いします。

借家人賠償責任補償

日本国内において、借用住宅が被保険者の責任による事故により損壊し、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

生活用動産補償

日本国内における偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、被保険者が所有する生活用動産に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

③ 保険金額と保険料

団体割引25%適用^(※1)により、ご加入いただけます

補償内容	Aコース 下宿生・寮生	Bコース 自宅通学生
(傷害)死亡・後遺障害保険金額 ^(※2)	100万円	100万円
(傷害)入院保険金日額(事故から180日以内で180日限度)	5,000円	5,000円
(傷害)通院保険金日額(事故から180日以内で90日限度)	2,000円	2,000円
育英費用保険金額	200万円	200万円
賠償責任保険金額 (1事故につき最高)	3億円	3億円
疾病入院保険金日額(入院開始後180日以内で180日限度)	3,000円	3,000円
疾病通院保険金日額(入院終了後180日以内で30日限度)	2,000円	2,000円
学資費用保険金額 (支払年度ごとの限度)	100万円	100万円
借家人賠償責任保険金額	500万円	—
生活用動産保険金額 ^(※3)	50万円	—
新1年生の保険料(4年間分)	57,760円	51,160円

補償内容	Cコース 下宿生・寮生	Dコース 自宅通学生
(傷害)死亡・後遺障害保険金額 ^(※2)	100万円	100万円
(傷害)入院保険金日額(事故から180日以内で180日限度)	5,000円	5,000円
(傷害)通院保険金日額(事故から180日以内で90日限度)	2,000円	2,000円
育英費用保険金額	200万円	200万円
賠償責任保険金額 (1事故につき最高)	3億円	3億円
疾病入院保険金日額(入院開始後180日以内で180日限度)	3,000円	3,000円
疾病通院保険金日額(入院終了後180日以内で30日限度)	2,000円	2,000円
学資費用保険金額 (支払年度ごとの限度)	100万円	100万円
借家人賠償責任保険金額	500万円	—
生活用動産保険金額 ^(※3)	50万円	—
編入生・大学院生保険料(2年間分)	29,350円	25,860円

※1 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※2 (傷害)後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、(傷害)死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※3 生活用動産保険金の免責金額は、1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円となります。

※(傷害)手術保険金：ケガにより手術を受けた場合、入院中の手術は(傷害)入院保険金日額の10倍を、入院中以外の手術は(傷害)入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※疾病手術保険金：病気により手術を受けた場合、入院中の手術は疾病入院保険金日額の10倍を、入院中以外の手術は疾病入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※放射線治療保険金：病気により放射線治療を受けた場合は、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。

【セットされる主な特約】

・天災危険補償特約 ・熱中症危険補償特約 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

・疾病補償基本特約

(疾病入院：免責期間なし、支払限度日数・支払対象期間180日。疾病通院：支払限度日数30日、支払対象期間180日)

・学業費用補償特約

(A・Bコースの支払対象期間は2029年4月1日まで、C・Dコースの支払対象期間は2027年4月1日までとなります。)

・長期保険特約

※ご注意：Bコース・Dコースは借家人賠償責任補償は補償内容に入っていないので、在宅生以外の方は必要に応じ別途手配(火災保険等)ください。

●2回生編入学の方は(株)クレオヒューマン(0977-78-1160)へお問い合わせください。

●上記は職種級別A(学生等)の保険料です。学生の方が職業に就かれている場合は、保険料が異なることがありますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●賠償責任補償がないコースをご希望の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険契約者・お申込人となれる方・被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は学校法人立命館が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は立命館アジア太平洋大学に在籍する学生の保護者に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、立命館アジア太平洋大学の学生（入学等手続を終えた方を含みます。）です。

5 学生総合補償制度、主な事故例

①傷害事故

- ・野球の練習中、右足ひざを捻挫。（入院1日間、通院3日間）
- ・バイクで走行中、バスが左に寄ってきて接触、転倒した。
左指、左肘、右腕、両肩および左腰打撲。（通院22日間）
- ・サッカーをしていて足をひねり、右足靭帯を切断。（通院33日間）

②賠償責任事故

- ・自転車で走行中、歩行者に追突し、相手にケガを負わせて、法律上の賠償責任を負った。

6 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、[株式会社クレオヒューマン\(0977-78-1160\)](tel:0977-78-1160)または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

【示談交渉を行うことができない主な場合】

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

7 加入手続き 2025年度「立命館アジア太平洋大学学生総合補償制度」

- 1) ホームページに掲載のパンフレットからご希望の補償内容に合わせて、コースをお選びください。
- 2) 保険料の払込方法は、ご加入コースの保険料をインターネットバンキング、またはお近くの金融機関からお振込みください。なお、振込手数料については、お客さま負担とさせていただきます。加入コースの保険料は2025年3月31日までにお振込みください。
- 3) 入金後、ホームページから申込情報をご登録ください。
- 4) 加入者証は6月上旬頃、発送予定です。
ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

● 3ページで募集するプランにセットされている特約

特約名・条項名	保険金の種類			募集プラン名
	傷害 保険金	死亡保険金 入院保険金	後遺障害保険金 手術保険金 通院保険金	
(傷害条項)				A・B・C・Dコース
疾病補償基本特約	疾病 保険金	疾病入院保険金 放射線治療保険金	疾病手術保険金 疾病通院保険金	
(育英費用条項)	育英費用保険金			
(賠償責任条項) 賠償責任条項の一部変更に関する特約	賠償責任保険金			
学業費用補償特約	学資費用保険金			
借家人賠償責任補償(オールリスク)特約	借家人賠償責任保険金			
生活用動産補償(実損補償型)特約	生活用動産保険金			A・Cコース

特約名	募集プラン名
天災危険補償特約	A・B・C・Dコース
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約	
熱中症危険補償特約	
長期保険特約	



お問い合わせ連絡先

代理店・扱者

株式会社クレオヒューマン APUオフィス
別府市十文字原1-1 立命館アジア太平洋大学内
TEL (0977) 78-1160

苦情相談先

引受保険会社

三井住友海上火災保険(株)

大分支店 大分第二支社

大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 10階

TEL (097) 534-8173